



佐賀県公報

平成20年
9月12日
(金曜日)
第13084号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

規則

◎佐賀県美しい景観づくり審議会規則 (六七・まちづくり推進課) 一

告示

○青少年に有害な器具刃物類の指定 (三五〇・こども課) 二

○道路の区域の変更 (三五一・道路課) 二

公告

○公共測量の実施 (土地対策課) 二

○平成二十年度砂利採取業務主任者試験の実施 (河川砂防課) 二

○軽油引取税に係る特約業者の指定取消し (税務課) 四

公安委員会事項

○警備業務に係る検定合格者審査 (公告) 四

○平成二十年度警備員検定の実施 (公告) 六

選挙管理委員会事項

○公職の候補者等が個人演説会等を開催できる施設の指定 (告示・三六) 八

○選挙管理委員会の招集 (公告・三七) 八

公布された規則のあらまし

○佐賀県美しい景観づくり審議会規則(規則第六七号)

1 審議会に会長を置くこととし、会長の選任方法、職務及び職務代理者について定めることとした。(第二条関係)

2 審議会の招集方法、定足数、議決数等会議の運営について必要な事項を定めることとした。(第三条関係)

3 審議会の庶務は、佐賀県県土づくり本部で処理することとした。(第四条関係)

4 その他所要の事項を定めることとした。

5 この規則は、公布の日から施行することとした。

規則

佐賀県美しい景観づくり審議会規則をここに公布する。

平成二十年九月十二日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第六七号

佐賀県美しい景観づくり審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、佐賀県美しい景観づくり条例(平成二十年佐賀県条例第二十四号。以下「条例」という。)第十三条の規定に基づき、佐賀県美しい景観づくり審議会(以下「審議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第二条 審議会に会長を置き、委員(条例第十二条第三項の規定により任命された委員を除く。第三項において同じ。)の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第三条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会の会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第四条 審議会の庶務は、佐賀県県土づくり本部において処理する。

(補則)

第五条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○ 告 示

●佐賀県告示第三百五十号

佐賀県青少年健全育成条例(昭和五十二年佐賀県条例第二十四号)第十四条第一項の規定により、青少年に有害ながん具刃物類として次のものを指定する。

平成二十年九月十二日

佐賀県知事 古川 康

がん具刃物類

指定番号	名称	形状及び構造	指定理由
20・1	両刃ナイフ(ダガーナイフ等)	鎧(しのぎ)を中心として両刃の刃体を有するナイフで、刃体の先端部が鋭いもの	人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は青少年の非行を誘発し、青少年に所持させることが明らかにその健全な育成を阻害するおそれがある。

●佐賀県告示第三百五十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年九月十二日から平成二十年十月十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年九月十二日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道 路 の 区 域		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
	区	間			
鳥栖市平田町字東前三〇八三番地先から鳥栖市原古賀町字一本柏一三五九番三地先まで	鳥栖市平田町字東前三〇八三番地先から	鳥栖市原古賀町字一本柏一三五九番三地先まで	後	五四・六 一六・六	四六五・〇
	鳥栖市平田町字東前三〇八三番地先から	鳥栖市原古賀町字一本柏一三五九番三地先まで	前	二二・八 九・二	四八四・二

○ 公 告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第一項の規定により、玄海町長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成20年9月12日

佐賀県知事 古川 康

- 1 作業種類 固定資産
- 2 作業期間 平成20年7月15日から平成21年3月25日まで
- 3 作業地域 玄海町全域

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第15条第一項の規定により、平成20年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり行います。

平成20年9月12日

佐賀県知事 古川 康

<p>1 試験の日時 平成20年11月14日(金曜日) 午前10時から正午まで</p> <p>2 試験の場所 佐賀市内一丁目1番59号 県庁新行政棟11階「大会議室」(当日の駐車場は、民間駐車場を御利用ください。)</p> <p>3 試験科目 (1) 砂利の採取に関する法令 (2) 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)</p> <p>4 受験願書の交付 (1) 窓口での交付 平成20年9月26日(金曜日)から10月21日(火曜日)まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)等の閉庁日を除きます。 イ 交付場所 佐賀県県土づくり本部河川砂防課 (2) 郵送による請求方法 ア 請求期間 平成20年9月26日(金曜日)から10月17日(金曜日)まで。 封筒の表に「砂利採取業務主任者試験願書請求」と朱書きしたうえ、120円切手をはったあて先明記の返信用封筒(角形2号封筒:A4サイズ)の用紙が折らずに入る大きさ)を必ず同封し、下記イまで請求してください。平成20年10月15日(水曜日)の消印のあるものまで受け付けます。</p>	
	<p>イ 請求先 郵便番号840-8570 佐賀市内一丁目1番59号 佐賀県県土づくり本部河川砂防課総務担当</p> <p>5 受験申込の方法 (1) 持参又は郵送の場合 ア 提出書類 受験願書、返信用50円切手及び写真(提出日前6月以内に撮影した正面上半身像の横6センチメートル縦8センチメートルのもので、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの) イ 受験手数料 8,000円(佐賀県収入証紙によること。)</p> <p>ウ 受付期間 平成20年10月3日(金曜日)から10月24日(金曜日)まで。ただし、土曜日、日曜日、休日等の閉庁日を除きます。郵送の場合は、配達記録郵便で郵送してください。平成20年10月22日(水曜日)の消印のあるものまで受け付けます。 エ 提出先 郵便番号840-8570 佐賀市内一丁目1番59号 佐賀県県土づくり本部河川砂防課総務担当 (2) インターネット申込の場合 ア 申込方法 佐賀県ホームページの申請・届出メニューから直接所定の事項を入力してください。 イ 受験手数料 7,900円(インターネットバンキング等を利用して支払うことができます。)</p> <p>ウ 受付期間</p>

平成20年10月3日(金曜日)午前8時30分から10月17日(金曜日)午後5時までには受信したものを受け付けます。

エ 注意事項

インターネットにより申込をされたときは、あて先明記の返信用はがき(郵便事業株式会社発行の通常はがき又は50円切手をはった第2種郵便物)に該当する通常はがきで裏面が白色無地のもの)及び写真(提出前6月以内に撮影した正面上半身像の横6センチメートル縦8センチメートルのもので、裏面に撮影年月日、申請者ID及び年齢を記載したものを)申請日から3日以内に河川砂防課まで提出してください。郵送の場合は、配達記録郵便で郵送してください。申請日から3日目の消印のあるものまで受け付けます。

6 問い合わせ先

佐賀県土づくり本部河川砂防課総務担当

電話番号 0952-25-7161

7 合格発表

試験の可否にかかわらず、受験者全員に合格又は不合格の通知を行います。

また、県庁本館の正面玄関横にある掲示板及び各土木事務所の掲示板に合格者の受験番号を掲示します。

8 試験結果の開示

この試験の結果については、佐賀県個人情報保護条例(平成13年佐賀県条例第37号)第20条の規定により、口頭で開示を請求することができます。(口頭での開示請求は、受験者本人以外の方はできません。)

受験者本人が本人であることを証明する書類(受験票等)を持参の上、午前8時30分から午後5時までの間に河川砂防課へ直接おいでください。ただし、土曜日、日曜日、休日等の閉庁日を除きます。なお、電話、はがき等による請求はできません。

開示内容	開示期間	開示場所
科目別得点及び総合得点	合格発表の日から1か月間	県土づくり本部河川砂防課 佐賀市内一丁目1番59号 (県庁新行政棟8階)

佐賀県税条例(昭和30年佐賀県条例第23号)第146条の3第2項の規定により、次の者について軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

平成20年9月12日

佐賀県知事 古川 康

1 特約業者の氏名又は名称

有限会社 肥前燃機

2 主たる事務所又は事業所の所在地

伊万里市新天町91-4

3 特約業者の指定の取消しの年月日

平成20年7月31日

○ 公安委員会委員

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条の規定により、同法による改正前の警備業法(昭和47年法律第117号)第11条の2に規定する検定に合格した者に対する審査(学科試験及び実技試験を受験しなければならぬ者に限る。)を次のとおり実施します。

平成20年9月12日

佐賀県公安委員会

委員長 山口 久美子

1 審査の区分

(1) 空港保安警備業務に係る1級又は2級の検定合格者審査

<p>(2) 施設警備業務に係る 1 級又は 2 級の検定合格者審査</p> <p>(3) 交通誘導警備業務に係る 1 級又は 2 級の検定合格者審査</p> <p>(4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る 1 級又は 2 級の検定合格者審査</p> <p>(5) 貴重品運搬警備業務に係る 1 級又は 2 級の検定合格者審査</p> <p>2 審査の実施日時及び場所</p> <p>(1) 実施日時 平成20年10月22日(水曜日) 午前10時30分から午後4時まで なお、午前10時まで(2)の実施場所に集合してください。</p> <p>(2) 実施場所 ユースピアさが(佐賀市大和町大字久池井3227番地)</p> <p>3 審査の科目</p> <p>(1) 学科試験</p> <p>ア 警備業務に関する基本的な事項に関すること。</p> <p>イ 法令に関すること。</p> <p>ウ 警備業務の実施に関すること。</p> <p>エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>(2) 実技試験</p> <p>警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>4 審査対象者</p> <p>廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号)第1条第1項に規定する検定(以下「旧検定」という。)に合格した者で、佐賀県内に住所地若しくはその属する営業所が所在するもの又は佐賀県公安委員会から旧検定の合格証の交付を受けたものであること。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。</p> <p>(1) 旧検定に合格した者であって、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)の施行の際、現に旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事して</p>	<p>いる期間が継続して1年以上であるもの</p> <p>(2) 旧検定に合格した者であって、検定規則の施行の際、現に旧検定に係る警備業務に係る指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの((1)に該当する者を除く。)</p> <p>5 申請手続</p> <p>(1) 申請書類の受付期間 平成20年9月24日(水曜日)から平成20年9月30日(火曜日)までの午前8時30分から午後5時まで(土曜日及び日曜日を除く。)</p> <p>(2) 申請書類の提出先 佐賀県内のいずれかの警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課へ持参してください。</p> <p>なお、申請時に申請者の本人確認を行いますので、申請者の運転免許証の写し等住所、氏名を確認できる資料及び印鑑を持参してください。</p> <p>(3) 申請書類</p> <p>ア 審査申請書 1通</p> <p>イ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 1枚</p> <p>ウ 旧検定の合格証の写し</p> <p>エ 佐賀県以外の公安委員会が交付した旧検定の合格証を有する者で、佐賀県内に住所地又はその属する営業所が所在するものにあつては、当該住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 1通</p> <p>6 審査の手数料等</p> <p>(1) 審査の手数料は、4,700円です。</p> <p>(2) 手数料は、審査申請書の提出時に佐賀県収入証紙により納付してください</p>
--	---

<p>い。</p> <p>(3) 手数料は、審査申請書受付後は、申請を取り消した場合又は審査を受けなかった場合でも返還しません。</p> <p>7 その他</p> <p>審査に際しては、筆記用具、印鑑、実技試験時に使用する上履き及び旧検定の合格証を持参してください。</p> <p>8 問い合わせ先</p> <p>最寄りの警察署又は佐賀県警察本部生活安全企画課（電話代表0952-24-1111 内線3033又は3034）</p>	<p>(イ) 法令に関すること。</p> <p>(ウ) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。</p> <p>(エ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。</p> <p>(オ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>イ 実技試験</p> <p>(ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。</p> <p>(イ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。</p> <p>(ウ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>(2) 貴重品運搬警備業務 2級</p> <p>ア 学科試験</p> <p>(ア) 警備業務に関する基本的な事項に関すること。</p> <p>(イ) 法令に関すること。</p> <p>(ウ) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。</p> <p>(エ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>イ 実技試験</p> <p>(ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。</p> <p>(イ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>4 受検資格</p>
<p>警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者について、次のとおり検定を実施します。</p> <p>平成20年9月12日</p> <p>佐賀県公安委員会 委員長 山口 久美子</p>	
<p>1 検定の種別及び級の区分</p> <p>(1) 貴重品運搬警備業務 1級</p> <p>(2) 貴重品運搬警備業務 2級</p> <p>2 検定試験の日時及び場所</p> <p>(1) 日時</p> <p>平成20年12月17日（水曜日）午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>(2) 場所</p> <p>ユースピアさが（佐賀市大和町大字久池井3227番地）</p>	
<p>3 検定試験の内容</p> <p>(1) 貴重品運搬警備業務 1級</p> <p>ア 学科試験</p>	
<p>(ア) 警備業務に関する基本的な事項に関すること。</p>	

<p>(1) 貴重品運搬警備業務 1級</p> <p>佐賀県内に住所を有する者又は佐賀県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 貴重品運搬警備業務 2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が 1年以上であるもの</p> <p>イ 都道府県公安委員会が上記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者</p> <p>(2) 貴重品運搬警備業務 2級</p> <p>佐賀県内に住所を有する者又は佐賀県内の営業所に属する警備員</p> <p>5 受検定員</p> <p>各区分とも30人(先着順とする。)</p> <p>6 検定申請手続</p> <p>(1) 検定申請書の受付期間</p> <p>平成20年11月5日(水曜日)から平成20年11月11日(火曜日)までの午前8時30分から午後5時まで(土曜日及び日曜日を除く。)</p> <p>(2) 検定申請書の提出先</p> <p>住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課へ持参してください。</p> <p>なお、申請時に申請者の本人確認を行いますので、申請者の運転免許証の写し等住所、氏名を確認できる資料及び印鑑を持参してください。</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 貴重品運搬警備業務 1級</p> <p>イ 検定申請書 1通</p> <p>(4) 申請者の住所地を疎明する書面又は申請者が佐賀県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所に属することを疎明する書面 1通</p>	<p>(ウ) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2枚</p> <p>(エ) 前記4の(1)のアに該当する者は、2級検定(貴重品運搬警備業務に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び貴重品運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書。ただし、勤務先が廃業した場合など、やむを得ない事情により、警備業務従事証明書を提出することができない場合には、当該事情を疎明した上で、前記4の(1)のアに該当することを誓約する書面及び履歴書 各1通</p> <p>(オ) 前記4の(1)のイに該当する者は、都道府県公安委員会が交付した1級検定受検資格認定証の写し 1通</p> <p>イ 貴重品運搬警備業務 2級</p> <p>(ア) 検定申請書 1通</p> <p>(イ) 申請者の住所地を疎明する書面又は申請者が佐賀県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所に属することを疎明する書面 1通</p> <p>(ウ) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2枚</p> <p>(4) 受検票の持参</p> <p>検定申請書を提出した警察署において受検票が交付されますので、検定の当日に持参してください。</p> <p>7 検定の手数料等</p> <p>(1) 検定の手数料は、16,000円です。</p> <p>(2) 手数料は、検定申請書の提出時に佐賀県収入証紙により納付してください。</p>
---	---

(3) 手数料は、検定申請書受付後は、申請を取り消した場合又は検定試験を受けなかった場合でも返還しません。

8 その他
検定に際しては、筆記用具、印鑑及び実技試験時に館内で使用する運動靴を持参してください。

9 問い合わせ先
最寄りの警察署又は佐賀県警察本部生活安全企画課（電話代表0952-24-1111 内線3033又は3034）

○ 選挙管理委員会事項

●佐賀県選挙管理委員会告示第三十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定により、公職の候補者（衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者で当該選挙と同時に行われる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者以外のものを除く。）候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等が個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設を次のとおり指定した旨、佐賀市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十年九月十二日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾紀男

施設 の 名称	施設 の 所在地
佐賀市立富士生涯学習センター	佐賀市富士町大字古湯二六二四番地

●佐賀県選挙管理委員会告示第三十七号

選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十年九月十二日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾紀男

一 日時 平成二十年九月十七日 午後一時三十分

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

(一) 政治資金規正法に基づく政治団体の収支報告（平成十九年分）の要旨の公表について

(二) その他

(三) その他

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年九月十二日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日
印刷社 (株)佐賀印刷社